



## ■初版第2刷をお持ちの方

頁・箇所	誤	正
P2 下から5行目  下から4~3行目	「……切断者数は上肢切断が8,200人、 下肢切断は6,000人……」  「……上肢切断者数は1,600人減少し、 下肢切断は1,100人増加……」	「……切断者数は上肢切断が <b>82,000</b> 人、下肢切断は <b>60,000</b> 人……」  「……上肢切断者数は <b>16,000</b> 人減少 し、下肢切断は <b>11,000</b> 人増加……」
P7 10行目  16行目	「傷治癒が得られた後も、断端の周径や 形状の変化は継続する。」  「市販の断端圧迫用断端袋を利用する ことも行われる」	「傷治癒が得られても、 <b>断端は未成熟 なので</b> 、断端の周径や形状の変化は継 続する。」  「市販の断端圧迫用断端袋 <b>やシリコン ライナー</b> を利用することも行われる」
P8 6行目  7行目  12行目  下から3行目  下から2行目	「断端の浮腫が消退し周径の変動が収 まった後、」  「しかし、断端の浮腫が消退するまで には時間がかかるため、」  「リジッドドレッシングの利点に加え て、」  「ソケットを作成するため、」  「……頻回に作り直すことで適合の悪 化による……」	「断端の浮腫が消退し周径の変動が <b>治 まった (断端成熟)</b> 後、」  「 <b>しかし、断端の浮腫が消退するまで には時間がかかるため、</b> 」  「 <b>リジッドドレッシングの利点に加え て、</b> 」  「ソケットを作成するため、 <b>荷重練習 で断端成熟を促進できる。</b> 」  「…… <b>適合をみながら再作製すること で……</b> 」
P10 4行目	「……サイム切断が選択される。」	「……サイム切断が <b>選択されることが 多い。</b> 」
P14 サイドノー ト	「アライメントでは、義足構造・適合判 定の両方についてチェックアウトする ので、」	「 <b>「アライメント」の文言は位置関係だ けでなくその適合判定 (チェックアウト) の意味も含み用いられる。</b> 」
P17 サイドノー	「荷重応答期：	「荷重応答期：

	loading response」 「立脚中期：terminal stance」	loading response」 「立脚中期： terminal stance」
P22 サイドノート	「・・・軟部組織に包まれた骨は筋収縮によりソケット内で不安定になる（上図）。」	「・・・軟部組織に包まれた骨は筋収縮によりソケット内で不安定になる（上図）。」
P24 サイドノート	「前額面上の大腿骨の骨幹は大転子から果部へ向かって斜めになっている（図5）」	「前額面上の大腿骨の骨幹は大転子から顆部へ向かって斜めになっている（図5）」
P26 サイドノート	「図7 膝義足の利点と欠点・懸垂機構（澤村）」	「図7 膝義足の利点と欠点・懸垂機構（澤村）」
P32 図4		（左右トリミングして、図3と同じ大きさに拡大）
P37 図6-2 f	「初期内転角が小さすぎる ＝ソケットが外転位」	「初期内転角が小さすぎる ＝ソケットが外転位」
P62 下から3行目	「・・・健全足の半分以下・・・」	「・・・健全足の半分以下・・・」
P64 サイドノート	従来式の股義足ソケット ①受け皿式 (saucer-type prosthesis) 拡大図 断端 	従来式の股義足ソケット ①受け皿式 (saucer-type prosthesis) 拡大図 断端 
P76 下から16行目	「血行原性切断などで・・・」	「血管原性切断などで・・・」
P94 下から10行目	「右片麻痺→切断側の片麻痺。」	「右片麻痺（切断側の片麻痺）。」
P95 下から10	「右片麻痺→非切断側の片麻痺。」	「右片麻痺（非切断側の片麻痺）。」

行目		
P96 下から4行目	「……断端周径が変動を生じる。」	「……断端周径に変動を生じる。」
P97 2～4行目	「悪性腫瘍による切断術では、術前からかかわることができる比較的若年者が多く、健側および上肢が健常であるなど、術直後義肢装着法の適応条件を満たすケースも多い。状況をみて術直後義肢装着法を考慮するようにする。」	「悪性腫瘍による切断術では、術前からかかわることができる比較的若年者が多いこと、健側および上肢が健常であること、術前から理学療法が可能なことなど、術直後義肢装着法の適応条件を満たすケースが多い。状況をみて術直後義肢装着法を考慮するようにする。」
P136 8行目, 9行目, 13行目	「……障害者自立支援法……」(3か所)	「……障害者総合支援法……」(3か所)
P138 下から12行目	「障害者自立支援法」	「障害者総合支援法」
P139 2～3行目  サイドノート 追加	「また、2013年4月1日より障害者自立支援法が障害者総合支援法となり、障害者の定義に「難病」が追加されといった変更が加えられる。」	「2013年4月1日より障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）となり、障害者の範囲に難病等が追加された。」  MEMO 障害者総合支援法に定める難病等とは、難治性疾患克服研究事業の対象疾患（130疾患）および関節リウマチのことを示す。この法律の施行により、これらの疾患のために一定の障害があるにもかかわらず、症状の変動などによって身体障害者手帳の取得が可能な

<p>5～6 行目</p> <p>サイドノート 追加</p>	<p>「図 2<sup>2)</sup> に申請の流れを示したように、障害者自立支援法によって義肢装具を制作する場合には、市（区）町村への申請がまず行われなければならない。」</p>	<p>い場合にも、障害者福祉サービスが受けられるようになった。」</p> <p>「障害者総合支援法によって義肢装具を制作する場合には、図 2<sup>2)</sup> に示す障害者自立支援法での申請の流れと同様に、まずは市（区）町村に申請しなければならない。」</p> <p><b>「ここがポイント」</b></p> <p>障害者総合支援法における補装具費の支給については、補装具費支給申請書に加えて、「障害者総合支援法に定める難病等」に該当するかどうか判断するための医師の診断書等も提出が求められる。」</p>
<p>P143 3 行目, 最終行</p> <p>下から 10 行目以降</p>	<p>「……障害者自立支援法……」</p> <p>「一人につき 20 万円を上限とし、以下 6 項目が対象となる。ただし、工事前にあらかじめ「市（区）町村の同意」を得ておかなければならない。</p> <p>① 手すりの取り付け（廊下、トイレ、浴室など）。</p> <p>② 段差の解消（スロープ設置など、通路等の傾斜の解消）。</p> <p>③ 床材の変更（畳からフローリングへ）。</p> <p>④ 扉の取り替え（引き戸やアコーディオンドアへ、扉の撤去）。</p>	<p>「……障害者総合支援法……」</p> <p>「一人につき 20 万円を上限とし、①手すりの取り付け（廊下、トイレ、浴室など）、②段差の解消（スロープ設置など、通路などの傾斜の解消）、③床材の変更（畳からフローリングへ）、④扉の取り替え（引き戸やアコーディオンドアへ、扉の撤去）、⑤便器の取り替え（和式から洋式へ）、①～⑤に付帯する工事（段差の解消における転落防止柵の設置など）の 6 項目が対象となる。」</p>

	<p>⑤ 洋式便器への取り替え (和式から様式へ).</p> <p>⑥ 上記①～⑤に付帯する工事 (段差の解消における転落防止策の設置など).」</p>	
<p>P144 下から 14 行目以降</p>	<p>「4. 筋電義手の給付</p> <p>障害者自立支援法では, 特例補装具として, 医師の判断に基づいて筋電義手が給付対象となる. 労災法では, 一上肢を手関節以上で失い, 他上肢が全廃またはこれに準じた状態になっており, 障害給付を受けた者 (または受けると見込まれる者) で, 以下の条件を満たす場合に, 筋電義手の給付対象となる.</p> <p>① 手先装置の開閉操作に必要な強さの電極信号を検出できる.</p> <p>② 筋電電動義手を使用するに足る判断力がある.</p> <p>③ 筋電電動義手を使用するに足る十分な筋力がある.</p> <p>④ ソケットの装着が可能である断端をもっている.</p> <p>⑤ 肩および肘の関節の機能に著しい障害がない.</p> <p>筋電義手は断端に取り付けた電極が筋電信号を受け取り, モーターなどによって駆動する義手であるが, 1 具が 100 万円以上もすることから贅沢品として</p>	<p>「4. 筋電電動義手の給付</p> <p>障害者総合支援法では, 特例補装具として, 医師の判断に基づいて筋電電動義手が給付対象となる. 労災法では 2012 年まで, 両上肢を手関節以上で失った者を筋電電動義手の給付対象としてきたが, 2013 年より 1 上肢を手関節以上で失った者も一定の要件の下で支給対象として認められるようになった. この改正によって, 就労時の作業の質の向上や作業の種類拡大等が図られ, 社会復帰の促進が期待される. ここでの一定の要件を満たす支給対象者としては, 片側上肢切断者で障害 (補償) 給付を受けた者または受けると見込まれる者であって, (ア) から (ウ) の要件を全て満たす場合とされている.</p> <p>(ア) ①か③のいずれかに該当する者</p> <p>① 就労中で, 筋電電動義手の装着により就労時の作業の質の向上や作業の種類</p>

	<p>考えられており、特別な場合を除いては処方されない。しかし、2008年から労災法によって片側切断者に対する試験的給付が5年間の期間にわたって実施されており、有効と認められた場合には広く普及が見込まれる。ただし、リハビリテーション訓練が行える医療機関や故障時の対応が可能な義肢装具製作会社があることが処方される重要な条件となっているため、今後の課題も多い。」</p>	<p>の拡大等が見込まれる</p> <p>② 申請時においては就労していないが、筋電電動義手の装着後に就労が予定されていて、筋電電動義手の装着により就労時の作業の向上や作業の種類の拡大等が見込まれる</p> <p>③ 非切断肢側の上肢または手指に一定以上の障害があるため、筋電電動義手を使用しなければ社会生活ができないと認められる</p> <p>(イ) 筋電電動義手の装着訓練および試用装着期間における指導等並びに適合判定を実施する医療機関において、筋電電動義手の装着訓練を修了するとともに、試用装着期間を経過している者</p> <p>(ウ) 手先装置の開閉操作に必要な強さの筋電信号の検出、筋力を有することなど筋電電動義手を使用可能とする条件を満たす者で、筋電電動義手を継続して使用することが可能である者」</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------